

## 付4 平成22年版環境白書と平成23年版環境白書の施策体系の対応表

- 第3次環境基本計画策定(平成23年3月)に伴い、平成23年版環境白書の施策体系は、第2次環境基本計画を基に作成した平成22年版環境白書の施策体系と異なります。  
平成23年版の施策体系に分類した事業が、平成22年版の施策体系にどのように対応しているか、次のとおり表にまとめました。
- 平成22年版環境白書施策体系番号は、P114を参照してください。  
(例)1-1-1(1)は次の施策体系を示しています。  
第1章 地球環境の保全に貢献する広島  
第1節 地球温暖化防止対策の展開  
1 二酸化炭素排出量削減対策の推進  
(1) 総合的・計画的な施策の推進

平成23年版環境白書 施策体系	対応する平成22年版環境白書施策体系番号
<b>第1章 広島の特徴を生かした「低炭素社会の構築」</b>	
<b>第1節 省エネルギー対策の推進</b>	
<b>1 二酸化炭素排出量削減対策の推進</b>	
1 総合的・計画的な施策の推進	1-1-1(1)
2 産業・民生(業務)部門対策	
(1)「温室効果ガス削減計画」策定・公表制度の見直し検討	1-1-1(2)
(2)環境にやさしい事業活動の普及促進	[関連事業のみ](体系としては1-1-1(2)対応)
(3)新エネ・省エネ設備等の導入促進	[関連事業のみ](体系としては1-1-1(2)対応)
(4)国内クレジット制度の活用	1-1-1(5)
(5)県の事務事業における率先行動の更なる推進	[関連事業のみ](体系としては4-2-3対応)
3 運輸部門対策	
(1)「自動車使用合理化計画」策定・公表制度の見直し検討	[新規のみ](体系としては1-1-1(3)対応)
(2)低炭素型交通体系の推進	1-1-1(5)
(3)物流・人流の効率化等	[新規のみ](体系としては1-1-1(3)対応)
(4)低公害車等の導入拡大に向けた普及啓発	1-1-1(3)
(5)エコドライブ等の普及	[関連事業のみ](体系としては1-1-1(3)対応)
(6)県自らの低公害車の率先導入	1-1-1(3)
4 民生(家庭)部門対策	
(1)住宅用太陽光発電等	[関連事業のみ](体系としては1-1-1(4)対応)
(2)地域における温暖化防止の取組の促進	[関連事業のみ](体系としては1-1-1(4)対応)
(3)ヒートアイランド対策	[関連事業のみ](体系としては1-1-1(2)対応)
(4)実践行動を促すための情報発信・普及啓発	1-1-1(4)
<b>第2節 再生可能エネルギーの導入促進</b>	
<b>1 本県の地域特性を生かした再生可能エネルギーの普及促進</b>	
(1)太陽光・バイオマスなど再生可能エネルギーの普及促進	1-1-2
<b>第3節 森林吸収源対策の推進</b>	
<b>1 森林による二酸化炭素吸収量の増加・確保</b>	
(1)森林整備の推進	1-1-3
(2)保安林等による保護・保全措置の推進	3-2-3
(3)J-VER制度の活用	[新規のみ](体系としては1-1-3対応)
<b>第2章 広島の更なる3Rを進める「循環型社会の実現」</b>	
<b>第1節 廃棄物の3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進</b>	
<b>1 循環型社会の実現</b>	
(1)総合的・計画的な取組の推進	2-1-1(1)
(2)リサイクルの推進	2-1-1(1),(2),(3)
(2)リサイクル産業の集積・育成	4-2-1
<b>2 一般廃棄物の3Rの推進</b>	
(1)発生抑制及び減量化	2-1-1(2)
<b>3 産業廃棄物の3Rの推進</b>	
(1)発生抑制及び減量化	2-1-1(2)
(2)建設廃棄物のリサイクルの推進	2-1-1(3)
(3)産業廃棄物埋立税を活用した産業廃棄物の発生抑制及び減量化	2-1-1(2)
<b>第2節 廃棄物の適正処理と不法投棄防止対策</b>	
<b>1 一般廃棄物の適正処理</b>	
(1)適正処理対策の推進	2-1-2(1)
(2)処理施設の確保・維持管理	2-1-2(1)
<b>2 産業廃棄物の適正処理</b>	
(1)適正処理対策の推進	2-1-2(1)
(2)処理施設の確保	2-1-2(1),(3)
<b>3 廃棄物不法投棄防止対策</b>	
(1)不法投棄防止に向けた啓発、監視の強化	2-1-2(2)
(2)市町の不法投棄防止対策に対する支援	2-1-2(2)
<b>第3章 広島の良好な「地域環境の保全」</b>	
<b>第1節 良好な大気環境の確保・健全な水循環等の確保</b>	
<b>1 良好な大気環境の確保</b>	
(1)効果的・効率的な監視・情報提供体制の整備	2-2-1(2)
(2)固定発生源対策の推進	2-2-1(2)
(3)自動車排出ガス対策・交通の円滑化の推進	2-2-1(1)
(4)低公害車の普及促進	2-2-1(1)
(5)新たな汚染物質の監視体制の整備	1-2-2
<b>2 健全な水循環の確保</b>	
(1)生活排水処理対策(し尿等)の推進	2-2-2(2)
(2)瀬戸内海に流入する負荷量の削減	2-2-2(1),(3),(5),(7)
(3)水源林の保全・整備の推進	2-1-3(1),(2)
(4)地下水汚染対策の推進	2-2-2(4)

<b>3 騒音・振動, 悪臭の防止</b>	2-2-4(1),(2)
<b>4 県・市町・企業による環境保全対策</b>	2-2-7(1),(2),(3),(4)
<b>5 環境汚染事案への対応</b>	2-2-2(6),2-2-7(5)
<b>第2節 化学物質による健康リスクの低減・土壌環境の保全</b>	
<b>1 化学物質の潜在リスクの把握及び排出抑制の推進</b>	
(1)化学物質の排出抑制の推進	1-2-1,2-2-5(1),(2),(3)
(2)化学物質排出把握管理促進法に基づく化学物質の自主管理の徹底	2-2-5(1),2-2-6(1)(2)(3)(4)
(3)アスベスト廃棄物の適正処理の推進	2-2-6(3)
<b>2 土壌汚染対策の円滑な推進</b>	
(1)土壌汚染の未然防止	2-2-3(1)
(2)農用地の汚染防止	2-2-3(2)
(3)大久野島土壌汚染対策	2-2-3(3)
<b>第3節 身近な生活環境・優れた景観等の保全</b>	
<b>1 身近な生活環境の保全</b>	3-3-1(1)(2)(3)
<b>2 優れた景観等の保全と創造</b>	
(1)景観行政団体への移行及び景観計画策定の促進	3-3-2(2)
(2)地域景観の保全や創造, 活用等の支援	3-3-2(1)(2)
(3)地域における歴史的・文化的環境の保全	3-3-2(3)
<b>第4章 広島の豊かな「生物多様性の保全」</b>	
<b>第1節 生態系の保全と野生生物の種の保護</b>	
<b>1 生物多様性の保全</b>	
(1)生物多様性地域戦略策定の検討	3-2-5(2)
(2)生物多様性保全を支える基盤づくり	3-2-5(1)(2)(3)
(3)生物多様性の県民への周知	3-2-5(1)(4)
(4)地域における人と自然との関係の再構築	3-2-5(2)
<b>第2節 自然資源の持続可能な利用</b>	
<b>1 多様な生態系を守り育む自然公園等の保全対策の推進</b>	
(1)自然公園等の保全対策の推進	3-2-1
(2)利用者ニーズに対応した利活用される自然公園づくり	3-2-2
(3)水辺の保全・再生	3-2-4(1)(2),3-3-1(4)
(4)身近な自然環境の保全【再掲】	【再掲】
(5)自然資源を活用した環境学習の推進	3-3-1(3)
<b>2 瀬戸内海の総合的な環境保全・創造施策の推進</b>	
(1)瀬戸内海的环境保全の推進	3-1
<b>第5章 広島の次代に向けた「持続可能な社会の基盤づくり」</b>	
<b>第1節 エコ活動を実践する人づくり</b>	
<b>1 多様な主体の連携・協働による自主的な環境学習の展開</b>	
(1)環境学習の推進	4-1-2(1)(2)(3)(4),4-1-3(2)(3),4-1-5
(2)多様な主体との連携・協働	4-1-2(2),4-1-3(2)(3)
<b>2 環境情報の迅速かつ的確な発信</b>	4-1-1
<b>第2節 環境配慮の仕組みづくり</b>	
<b>1 適切なアセスメント手続等を通じた環境に配慮した事業の推進</b>	
(1)法や条例に基づく適切なアセスメント手続の実施	4-2-2
(2)公共事業における環境配慮の推進	4-2-3
<b>2 優れた景観等の保全と創造【再掲】</b>	【再掲】
<b>3 県民・事業者による環境負荷の低減</b>	4-1-4,1-1-3
<b>4 県自らの率先行動</b>	
(1)温室効果ガス削減行動	4-2-3
(2)環境配慮率先行動	4-2-3
<b>5 調査・研究の充実</b>	
(1)調査・研究の推進及び研究成果の利用促進	4-2-4
<b>第3節 エコビジネスの振興</b>	
<b>1 環境・エネルギー関連産業の育成</b>	
(1)地域資源・特性に応じた環境・エネルギー関連産業への支援	4-2-1
(2)企業等が有する環境技術の海外展開	1-2-3
<b>2 リサイクル産業の集積・育成【再掲】</b>	【再掲】

**【平成22年版環境白書の施策体系】**

<b>第1章 地球環境の保全に貢献する広島</b>
<b>第1節 地球温暖化防止対策の展開</b>
<b>1 二酸化炭素排出量削減対策の推進</b>
(1)総合的・計画的な施策の推進
(2)産業・民生(業務)部門
(3)運輸部門
(4)民生(家庭)部門
(5)その他
<b>2 新エネルギーの導入促進</b>
<b>3 吸収源対策の推進</b>
<b>第2節 地球環境保全への貢献</b>
<b>1 オゾン層保護の推進</b>
<b>2 その他の地球環境問題への対応</b>
<b>3 国際的な環境保全活動の推進</b>
<b>第2章 環境への負荷が少ない循環型社会広島</b>
<b>第1節 循環型社会の構築</b>
<b>1 3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進</b>
(1)総合的・計画的な取組の推進
(2)排出抑制(リデュース)の推進
(3)再利用(リユース)・再生利用(リサイクル)・熱回収の推進
<b>2 廃棄物適正処理の推進</b>
(1)廃棄物処理の安全性の向上
(2)不法投棄防止対策の推進
(3)最終処分場の確保
<b>3 健全な水循環の確保</b>
(1)河川の流域における水循環の一体的な保全・再生
(2)水源林造成の推進
<b>第2節 地域環境保全対策の推進</b>
<b>1 大気環境の保全</b>
(1)自動車排出ガス対策の推進
(2)固定発生源対策の推進
<b>2 水環境の保全</b>
(1)工場・事業場の排水対策の推進
(2)生活排水対策の推進
(3)養殖漁業、農業、畜産行における環境負荷の低減
(4)地下水汚染対策の推進
(5)富栄養化対策の推進
(6)事故時の措置
(7)監視測定等の実施
<b>3 土壌環境の保全</b>
(1)工場・事業場等における土壌汚染対策の推進
(2)農用地の汚染防止
(3)大久野島土壌汚染対策
<b>4 騒音・振動、地盤の沈下、悪臭の防止</b>
(1)騒音・振動の防止
(2)悪臭の防止
<b>5 化学物質の環境リスク対策の推進</b>
(1)PRTR制度の適切な運用
(2)ダイオキシン類削減対策の推進
(3)環境ホルモン等その他の有害化学物質への対応
<b>6 アスベスト対策の推進</b>
(1)県民への的確な情報提供
(2)アスベストの飛散防止
(3)アスベスト廃棄物の適正処理
(4)石綿健康被害者の救済

<b>7 地域環境の維持・向上</b>
(1)地域環境保全計画の推進
(2)公害防止計画の推進
(3)環境保全協定の締結及び監視
(4)公害紛争処理
(5)環境の監視等
<b>第3章 自然と人がふれあう潤いのある広島</b>
<b>第1節 瀬戸内海の環境保全と創造(横断的項目)</b>
(1)総合的な環境保全・創造施策の推進
(2)環境の保全
(3)環境修復・創造事業の推進
(4)住民参加の促進
(5)技術開発・モニタリング調査の推進
(6)広域連携の推進
<b>第2節 優れた自然環境と生物多様性の保全</b>
<b>1 自然公園等の指定</b>
<b>2 自然とのふれあいの増進</b>
<b>3 豊かな森林の保全と再生</b>
<b>4 水辺の保全・再生</b>
(1)自然環境に配慮した河川の整備
(2)海岸・海浜や海の自然の保全と再生
<b>5 生物多様性の保全</b>
(1)保護を要する野生生物種の保護
(2)体系的な生態系の保全
(3)野生生物の生息環境の保全・再生
(4)野生生物保護思想の普及啓発
<b>第3節 身近な自然と快適で潤いをもたらす環境の保全と創造</b>
<b>1 身近な自然環境の保全</b>
(1)農用地の保全
(2)里山林の保全
(3)まちのみどりの保全・創造
(4)親水施設の整備
<b>2 優れた景観、歴史的・文化的環境の保全と創造</b>
(1)自然景観の保全
(2)まちの景観の整備
(3)歴史的・文化的環境の保全
<b>第4章 環境の保全と創造のための基盤づくり</b>
<b>第1節 自主的な環境配慮を実践する人づくり</b>
<b>1 環境関連情報の総合的な提供、環境保全思想の普及啓発</b>
<b>2 環境学習の推進</b>
(1)学習の場や世代に応じた環境学習の推進
(2)環境学習の機会の充実
(3)環境学習プログラムの整備
(4)人材の育成
(5)環境学習拠点機能の充実
<b>3 県民の実践活動に対する支援</b>
(1)環境保全活動に関する情報の提供
(2)環境保全活動への参加機会の拡大
(3)県民の環境保全活動の拡大に向けた支援
<b>4 事業者等による環境配慮の促進</b>
<b>5 環境保全活動の顕彰</b>
<b>第2節 自主的な環境配慮を支える基盤づくり</b>
<b>1 エコビジネスの育成・集積の促進</b>
<b>2 環境影響評価制度等の推進</b>
<b>3 県の率先行動の推進</b>
<b>4 調査・研究の充実</b>